

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根拠条文	備 考
長野県豊かな水資源の保全に関する条例 1（9） （水大気環境課）	水資源保全地域 （条9）	地域振興局長 （委 任）	届 出 地域振興局 （環境課）	（行為の制限） 水資源保全地域内の土地について、土地に関する所有権、地上権若しくは賃借権又はこれらの権利の取得を目的とする権利を有している者は、当該土地に関する権利の移転又は設定（対価を得て行われるものに限る。）をする契約（予約を含む。）を締結しようとする場合には、当該契約を締結する日の3月前までに、必要事項を知事に届け出なければならない。	条10① 県則5、6 （適用除外） 条10⑥ 県則8	
1（10） 土壤汚染対策法（水大気環境課）	全 域	地域振興局長 （長野市の区域にあっては長野市長、松本市の区域にあっては松本市長）	届 出 地域振興局 （環境課）	（行為の制限） 土地所有者等は土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認に係る土地において、900㎡以上の土地の形質の変更を行おうとする又はさせようとするときは、あらかじめ県へ届け出なければならない。 なお、知事は土地所有者等に土壤汚染状況調査の実施を命令（以下、この項において「調査命令」という。）するものとする。  3,000㎡以上（現に有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地においては900㎡）の土地の形質の変更を行おうとする者は、工事着手30日前までに県へ届け出なければならない。 なお、この届出を受けて汚染のおそれがあると県が認めるときは、知事は土地所有者等に調査命令をすることができる。（ただし、調査命令については、原則、届出時に土壤汚染状況調査の結果を添付した場合を除く。）	法3⑦ 則21④ 法3⑧ （適用除外） 法3⑦IⅡ  法4① 則22 法4③ （適用除外） 法4①IⅡⅢ	土壤汚染状況調査の結果、法に規定された基準を超過した場合は、公示、区域指定される。